報告第２４号

損害賠償額の決定に関する
専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による議会の指定議決に基づき、令和２年１０月７日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第２項の規定に基づき報告する。

令和２年１１月２６日

品川区長　濱　野　健

損害賠償額の決定について

１　件　名　機械式立体駐車場で起きた車載台の破損事故

２　事故の概要　令和２年６月２６日品川図書館の職員が、六行会総合ビルの機械式立体駐車場で駐車する際、誤ってトランクを開けたまま駐車装置を操作したため、庁有車を当該駐車場の車載台に接触させ、その一部を破損した。

３　損害賠償額　５０１，４８０円（修理費等）

４　相手方　[redacted]